

境港市地方創生移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県が定める「とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領」（令和元年8月5日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき行う境港市地方創生移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 移住支援金は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として交付する。

（交付金額）

第3条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

2 申請者が、移住支援金の交付の申請の日が属する年度の4月1日時点における年齢が18歳未満である世帯員（以下この項において「18歳未満の世帯員」という。）を帯同して移住する場合には、移住支援金の額は、前項に規定する額に、当該18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算する（ただし、令和5年4月1日以降に本市に住民票を置いた者に限る。）ものとし、予算の範囲内において交付する。

（対象者要件）

第4条 第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法

（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

（ウ）ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

（ア）令和元年8月5日以降（ただし、第2号②及び第3号の要件については令和3年4月1日以降とし、第4号の要件については、令和3年7月12日以降とする。）に本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入をいう。以下同じ。）したこと。

（イ）移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

（ウ）本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）鳥取県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2）就職に関する要件

①一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が鳥取県内に所在すること。

イ 就業先が、鳥取県が移住支援金の対象として県実施要領で定める求人紹介サイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領に定める移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ エに規定する求人への応募日が、求人紹介サイトの求人に移住支援金の対象として掲載された日以降であること

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

②専門人材の場合

鳥取県が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が鳥取県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

ウ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3)テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4)関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 鳥取県の「ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカード事業実施

要領」（令和３年７月19日施行）に定めるメンバー登録をしていること。

イ 勤務地が鳥取県内、又は松江、安来、出雲市内のいずれかに所在し、かつ就業先が鳥取県の「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領」（令和元年９月17日施行）第７の１に定める事業所であること。

ウ 「境港市空き家情報バンク要綱」（平成22年３月３日施行）に定める空き家登録台帳に登録のある物件を購入若しくは賃借していること、又は「境港市一般定期借地による土地の貸付に関する要綱」（平成21年５月１日施行）に定める一般定期借地権、若しくは「境港市土地貸付及び譲渡の特例に関する条例」（令和３年３月25日境港市条例第９号）に定める土地貸付制度を利用し、住宅を新築していること。

（５）起業に関する要件

鳥取県が「鳥取県ローカルベンチャー支援補助金交付要綱」（令和元年７月30日施行）等に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた者で、その決定日から１年以内であること。

（６）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和元年８月５日以降に本市へ転入したこと。

エ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

オ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第５条 移住支援金の申請者は、移住支援金の交付を受けようとする年度の２月10日までに、「境港市地方創生移住支援金交付申請書（様式第１号）」、移住先の就業先に係る「就業証明書（様式第２号）」及び本人確認書類に加え、前条第１号の要件を満たし、かつ第２号、第３号、第４号又は第５号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、第６号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「境港市地方創生移住支援金交付決定通知書（様式第3号）」により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（移住支援金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

2 市長は、前項の規定による返還請求を行うときは、「境港市地方創生移住交付金返還請求書（様式第4号）」により通知する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、鳥取県と本市が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

境港市長 様

境港市地方創生移住支援金交付申請書

境港市地方創生移住支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2 「境港市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、境港市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 境港市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入して下さい。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

申請に必要な書類

（1）全員が提出必須の書類

- ☐ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ☐ 申請書（様式第1号、様式第1号別紙1、様式第1号別紙2）
（転入先での継続した居住・勤務意思などを確認できる書類）
- ☐ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ☐ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

（2）東京23区以外の東京圏から東京23区へ勤務していた者のみ提出が必要な書類

- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（3）東京23区以外の東京圏から東京23区に勤務していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ☐ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ☐ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（4）東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ☐ 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での勤務地、在職期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（5）世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ☐ 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（6 a）移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ☐ 就業先企業等の就業証明書（様式第2－1号）

（6 b）移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ☐ 所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第2－2号）

（6 c）移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ☐ ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカードの写し
- ☐ 就業先企業等の就業証明書（様式第2－3号）
- ☐ 空き家物件の賃貸借契約書の写し、若しくは売買契約書の写し、又は、境港市の定期借地権制度、若しくは土地貸付及び譲渡の特例制度の土地貸付決定通知書の写し

（6 d）移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ☐ 起業支援金の交付決定通知書

(様式第 1 号別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 鳥取県が定める「とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領」（令和元年 8 月 5 日付第 201900113130 号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき行う境港市地方創生移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、境港市長から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、境港市地方創生移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に境港市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に境港市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式第 1 号別紙 2)

境港市地方創生移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

鳥取県及び境港市は、鳥取県が定める「とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領」（令和元年 8 月 5 日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長、鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき実施する境港市地方創生移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、鳥取県及び境港市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、鳥取県及び境港市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金支給事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2－1号（第5条関係）

年 月 日

境港市長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

鳥取県及び境港市が実施する移住支援金支給事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鳥取県及び境港市の求めに応じて鳥取県及び境港市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2－2 号（第 5 条関係）

年 月 日

境港市長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

鳥取県及び境港市が実施する移住支援金支給事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鳥取県及び境港市の求めに応じて鳥取県及び境港市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2－3 号（第 5 条関係）

年 月 日

境港市長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
境港市の移住 支援金事業に おける関係人口 の定義について （とっとりビジネス 人材・求人紹介サイ ト運営要領第 7 の 1 に定める事業所）	①資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではない
	②官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない
	③みなし大企業ではない（※ 1）
	④本社所在地が東京圏（※ 2）のうち条件不利地域（※ 3）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではない

鳥取県及び境港市が実施する移住支援金支給事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鳥取県及び境港市の求めに応じて鳥取県及び境港市に提供することについて、勤務者の同意を得ています

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

ただし、以下の項目における資本金 10 億円以上の法人が①に該当する場合には、同項目の判定に当たり資本金 10 億円以上の法人として考慮しない。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

【一都三県の条件不利地域の市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

年 月 日

様

境港市長

境港市地方創生移住支援金交付決定通知書

境港市地方創生移住支援金交付要綱の第6条規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 _____ 円

○振込予定日： 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 境港市地方創生移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に境港市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に境港市以外の市区町村に転出した場合：半額（就職の場合）
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 境港市地方創生移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金支給事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

年 月 日

様

境港市長

境港市地方創生移住支援金返還請求書

年 月 日付けで交付決定を行った境港市地方創生移住支援金について、境港市地方創生移住支援金交付要綱第9号第1項の規定により返還請求をしますので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 返還理由

2. 返還請求

（1）既交付額	_____円
（2）返還命令金額	_____円
（3）返還期限	年 月 日
（4）返還方法	

3. 備考